

令和 7 年 10 月 14 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

## 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の契約変更について

### 1 契約の相手方

極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体

### 2 契約金額

|       |                            |                  |
|-------|----------------------------|------------------|
| 変更前契約 | 46,029,830,000 円（うち消費税等相当額 | 4,184,530,000 円） |
| 変更後契約 | 47,607,230,000 円（うち消費税等相当額 | 4,327,930,000 円） |
| 差引増減額 | 1,577,400,000 円（うち消費税等相当額  | 143,400,000 円）   |

### 3 工期

令和 5 年 9 月 27 日から令和 10 年 5 月 31 日まで（4 か月延長）

### 4 工事場所

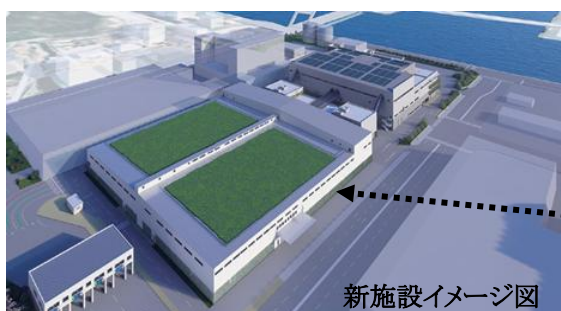
東京都江東区海の森二丁目 4 番 79 号

### 5 工事変更理由

令和 7 年 3 月 31 日に告示された中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事建設地を含む江東区海の森二丁目地区の都市計画変更（市街化区域編入、工業専用地域・準防火地域指定）に伴い、建築基準法に基づき、建設中の中防不燃・粗大ごみ処理施設を準耐火建築物から耐火建築物として整備する。また、建設工事にあたり、工事に支障がある地中障害物が発見されたため、撤去処分を行う。

#### （1）耐火建築物への変更

##### （ア）外壁を耐火構造に変更



耐火断熱パネル



(イ) 柱・梁に耐火被覆材の巻付け等



イメージ図

耐火被覆材



(2) 地中障害物の撤去処分

地中障害物 (約 3,000 m<sup>3</sup>)



擁壁



コンクリート塊

## 6 今後の予定

地中障害物は令和7年10月から撤去を開始し、耐火建築物への対応は工事の進捗に合わせて令和8年1月頃から順次行っていく。